

このマークをよく見る町は、いい町です。



赤い羽根のロゴマークは、じぶんの町をよくしようとがんばっているボランティアやNPOの活動の場に貼られるマークです。

ここにも、あそこにも、いろいろな所で赤い羽根に役立っている事を知っていただきたくて作りました。

赤い羽根共同募金



■赤い羽根ロゴマークシールができました。

赤い羽根のロゴマークシールは、じぶんの町をよくしようとがんばっているボランティアやNPOの活動の場で貼られるマークです。ここにも、あそこにも、いろんな所で赤い羽根が役だっている事を知っていただきたくて作りました。

■なぜ？ロゴマーク

「私の募金はどこでどう使われたのか。」

そう思っている人も多いかもしれません。

全国の共同募金会では、

「あなたの募金は、あなたの町へ。」をキャッチフレーズに、

「じぶんの町を良くするしくみ。」という赤い羽根共同募金の特徴を

もう一度分かりやすく伝えていきます。

ところで、赤い羽根のマークのステッカーは、

助成先のみなさんに協力していただいて、

実際に募金が使われた活動の現場に貼ってもらうと効果的です。

募金してくれた人は、じぶんの町の中、生活の中で

赤い羽根マークを見つけることで、

「あ、私の募金はここで役立ったんだ。また赤い羽根に募金しようかな。」

と実感してくれるからです。

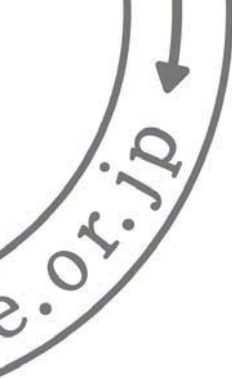
「全国の人が赤い羽根の存在に気付き、募金するアクション」

「関係者が赤い羽根ステッカーを町に増やしていくアクション」

このポスターとステッカーがそのきっかけになってほしいと思います。

■赤い羽根ステッカー、ポスターは無料で提供します。

助成先のみなさまは、共同募金の助成を受けた証明として赤い羽根を表示することが義務づけられています。ステッカーやポスターは無料で提供しますので、必要な場合は事務局（TEL：0776-22-1657）までご連絡ください。





■全国共通のロゴマークが必要な理由

海外の高級なバッグや服を思い出しますか？

実は『ブランド』の語源は牛の烙印のことなんです。

この牛はウチの牛、あの牛はお隣の牛、というふうに。

持ち主を識別するための印を『ブランド』と呼んでいました。

この『ブランド』は本物と偽者を区別するとき役に立ちます。

つまり、ロゴマークが統一されていないと、消費者の目には偽者と映ってしまうのです。

似ているけどちょっと違うマークは、怪しい偽物が多いものです。

統一されたロゴマークを使うことで、それを見た人に安心してもらえます。

赤い羽根のロゴマークは、赤い羽根のブランドであり、財産なのです。

■赤い羽根ロゴマークの意図とコピーにこめた気持ち

赤い羽根の募金は様々な活動に使われています。

これを一言で伝えるとき、何と言えればいいか。大事なことは、

『集めたお金の70%は自分の町のために使われている』ということです。

つまり、『じぶんの町を良くするための募金』なのです。

ロゴマークにある矢印「→」のデザインは

→「わたし」が「赤い羽根」に募金する→

→「その募金」が「じぶんの町」を良くする→

→良くなった「その町」に住む「わたし」がまた募金をする→

というサイクルを表しています。

この循環が『じぶんの町を良くするしくみ』となって定着してほしいという願いが込められているのです。



福井県共同募金会 助成標識表示実施細則

福井県共同募金助成要綱第12条第2項及び第15条第2項の規程に基づく助成事業の記載及び助成標識の表示について必要な事項を定める。

1 助成標識

助成標識は、赤い羽根共同募金のロゴマーク及び文字を使用する。

また、助成標識は共同募金の助成を受けた証明として被助成団体が表示しなければならない義務であり、それを怠った場合には助成金の返還を求める。

表示方法については、募金に協力していただいている多くの方へ共同募金が役立っている事を理解していただくよう工夫して表示する。

(1) 事業の表示

共同募金の助成で実施する事業については、本会で定める様式のとおり、当該事業の案内チラシや通知文書、報告書・成果物などに共同募金の助成事業である事を表示する。

また、助成事業を実施する際には会場に看板やのぼり旗の設置、ホームページの掲示や会場アナウンス等で報告する。

(2) 器材・物品の表示

共同募金の助成を受けて購入した物品等の見やすい所に、本会で定める様式のラベルを貼付する。

(3) 建物の表示

共同募金の助成で建設又は改修等を行なった建物については、本会で定める様式のプレートを、建物の玄関等見やすい所に掲示する。

(4) 車両の掲示

共同募金の助成で購入した自動車については、車両の両側に「赤い羽根共同募金助成車両」の文字と定める様式の助成標識のマークをペイントで記入することにより掲示する。

2 掲示期間

標識は、福井県共同募金助成要綱第15条に規定する管理期間中掲示する。

(附 則)

この細則は、平成24年7月27日から施行する。